

受付印	令和 年 月 日										整 理 番 号		事務所区分		管 理 番 号		申告区分		
(電話)										法 人 番 号		申告年月日		殿					
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)										事 業 種 目									
(ふりがな)										前期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円							
法 人 名										前期末現在の資本金及び 資本準備金の額の合算額									
(ふりがな)										前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額									
代表者 氏名										(ふりがな)									
(電話)																			
令和 □ 年 □ 月 □ 日から令和 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書										※ 道府県民税特別法人事業税									
事 業 税										道 府 県 民 税									
前 事 業 年 度 の 事 業 税 額 (54の金額) (8)										兆 十億 百万 千 円		前 事 業 年 度 の 法人税割額 (33の金額) (1)		兆 十億 百万 千 円					
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 揭 げ る 事 業												予 定 申 告 税 額 (1×前事業年度の月数) (2)		兆 十億 百万 千 円					
所 得 割 額 (55×前事業年度の月数) (9)										兆 十億 百万 千 円		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 (3) (3)		兆 十億 百万 千 円					
付 加 価 値 割 額 (56×前事業年度の月数) (10)										兆 十億 百万 千 円		この申告により納付すべき法人税割額 (2)-(3) (4)		兆 十億 百万 千 円					
資 本 割 額 (57×前事業年度の月数) (11)										兆 十億 百万 千 円									
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 揭 げ る 事 業																			
收 入 割 額 (58×前事業年度の月数) (12)										兆 十億 百万 千 円									
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 揭 げ る 事 業																			
所 得 割 額 (59×前事業年度の月数) (13)										兆 十億 百万 千 円		均 算 定 期 間 中 お い て 事 業 所 等 を 有 し た 月 数 (5)		月					
付 加 価 値 割 額 (60×前事業年度の月数) (14)										兆 十億 百万 千 円		均 割 額 円×(5/12) (6)		兆 十億 百万 千 円					
資 本 割 額 (61×前事業年度の月数) (15)										兆 十億 百万 千 円		この申告により納付すべき道府県民税額 (4)+(6) (7)		兆 十億 百万 千 円					
收 入 割 額 (62×前事業年度の月数) (16)										兆 十億 百万 千 円									
特 别 法 人 税		前 事 業 年 度 の 特 别 法 人 事 業 税 額 (69の金額) (17)										この申告により納付すべき前事業年度の期間 (8)		前 事 業 年 度 の 期 間					
		特 别 法 人 事 業 税 額 (17×前事業年度の月数) (18)																	
予 定 申 告 税 額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18) (19)																			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 (20)										この申告の期間 (9)-(20)		この申告の期間							
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19)-(20) (21)																			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (22)																			
備 考																			
関 与 税 理 士 署 名										(電話)									

		事業年度				・		法人名							
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細					
事業 税	摘要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		(兆 十億 百万 千 円)				
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業														
	所得割	所得金額総額	③⁴	兆	十億	百万	千	円	法人税割額	②⁴	兆	十億	百万	千	円
	所得割	所得金額	③⁵						道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②⁵					
	付加価値割	付加価値額総額	③⁶						税額控除超過額 相当額の加算額	②⁶					
	付加価値割	付加価値額	③⁷						外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額	②⁷					
	資本割	資本金等の額総額	③⁸						外国の法人税等の 額の控除額	②⁸					
	資本割	資本金等の額	③⁹						仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	②⁹					
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業														
	収入割	収入金額総額	④⁰	兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	③⁰					
収入割	収入金額	④¹						納付すべき法人税割額 ④-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	③¹						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業															
所得割	所得金額総額	④²	兆	十億	百万	千	円	④のうち特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	③²						
所得割	所得金額	④³						差引法人税割額 ④¹-④²-④³	③³						
付加価値割	付加価値額総額	④⁴													
付加価値割	付加価値額	④⁵													
資本割	資本金等の額総額	④⁶													
資本割	資本金等の額	④⁷													
収入割	収入金額総額	④⁸													
収入割	収入金額	④⁹													
合計事業税額 ③⁵+③⁷+③⁹+④¹+④³+④⁵+④⁷								⑤⁰							
事業税の特定寄附金税額控除額								⑤¹							
仮装経理に基づく事業税額の控除額								⑤²							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額								⑤³							
納付すべき事業税額 ⑤⁰-⑤¹-⑤²-⑤³								⑤⁴							
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業															
所得割	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	兆	十億	百万	千	円				
資本割	⑤⁵					⑤⁶									
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業															
所得割	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	兆	十億	百万	千	円				
資本割	⑤⁷					⑤⁸									
摘要		課 税 標 準				税率 (100)		税 額							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥³	兆	十億	百万	千	円	0 0	兆	十億	百万	千	円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥⁴						0 0							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥⁵						0 0							
合計特別法人事業税額 (⑥³+⑥⁴+⑥⁵)								⑥⁶							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額								⑥⁷							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額								⑥⁸							
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⁶-⑥⁷-⑥⁸								⑥⁹							